

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成26年度
計画主体	御浜町

御浜町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 御浜町産業建設課
所在地 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120-1
電話番号 05979-3-0517
FAX番号 05979-2-3502
メールアドレス m-sangyou@town.mihama.mie.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ウサギ、カラス類、タヌキ、アナグマ、ハクビシン
計画期間	平成26年度～平成28年度
対象地域	御浜町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成24年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ウサギ、カラス類、タヌキ	水稲、柑橘、ウメ、タケノコ、その他野菜	面積 27.6 h a

(2) 被害の傾向

御浜町の農業の特徴は、町内全域で様々な品種の柑橘栽培が盛んであり、年間通じて収穫できることである。そのため、被害状況は鳥獣による農作物への被害が年間通じて、町内全域に及んでいる。これまでに農家の生産意欲の低下や耕作放棄地の増加等を防ぐため、侵入防止柵の整備による被害防除、捕獲活動の推進等を実施したことで、一定の被害軽減が図られているものの、その被害は年々深刻化している。町内猟友分会への捕獲要望も増えているが、一部駆除するだけでは限界があり、地域が一体となって被害対策に取り組むことが必要である。

(3) 被害の軽減目標

指標(被害面積)	現状値(平成24年度)	目標値(平成28年度)
ニホンザル	15.6 h a	10.9 h a
ニホンジカ	6.3 h a	4.4 h a
イノシシ	5.4 h a	3.7 h a
カラス類・ウサギ、その他	0.3 h a	0.2 h a
合計	27.6 h a 24,307 千円	19.2 h a 17,000 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲制度による駆除を町内猟友会 分会に依頼。	猟友会員数の減少と高齢化に伴い成果が上がりにくくなっている。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気柵等の被害防除の資材を設置する場合において、原材料費の1/3を町で補助して支援した。 ・ 土地改良事業実施地区では、迅速な追い払い活動の実施が難しいため、国・県事業を活用しながら、防護柵の整備を行うと同時に、入植者同士が協力できる体制づくりを行った。 ・ 集落単位での対策を強化するために集落で実施する勉強会等に講師派遣や教材等の支援を行った。 ・ 各種制度を利用し、緩衝帯整備を推進した。 ・ 追い払いや駆除に必要な電動ガンや檻を有資格者に貸出を行った。 	<p>集落単位での追い払いの重要性は浸透してきているが、まだまだ取組が充分とは言えず、更に普及していく必要がある。</p> <p>また、防護柵の設置を進めているものの依然として被害は大きく、今後、さらに農業振興地域の農用地の被害防除を実施していく必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

一部の住民が個人的に活動しても効果的な対策は困難であるため、地域ぐるみの獣害対策を推進していく。

また、効率の良い獣害対策を行なっていくため、実施隊等が講師となり、地域での勉強会を積極的に開催する。

これまでは土地改良事業実施地区を中心に防護柵の設置を推進してきたが、被害が町全域で深刻化してきたことから、農業振興地域の農用地を中心に被害軽減のため、防護柵の設置を推進する。

有効な獣害対策を実施するため、引き続き被害状況の把握に努め、捕獲等による個体数調整、侵入防止柵の設置等による被害防除、緩衝帯設置等による生息環境管理の被害防止の取組を、鳥獣被害対策実施隊と猟友会が連携しながら総合的かつ計画的に実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

町内猟友会の4分会が有害鳥獣捕獲制度を利用した駆除を行うとともに、猟友会から実施隊員を募り、地域が求める有害鳥獣捕獲に対応できる捕獲体制を構築する。また、鳥獣保護区においては、厳密な地域、期間指定のもと、駆除を依頼していく。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26年度	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ウサギ、カラス類、タヌキ、アナグマ、ハクビシン	対象鳥獣の生態についての勉強会を開催。 有資格者を含む地域グループに対して、実施隊等が講師となり捕獲に関する講習を実施する。 対象鳥獣の駆除に対し助成金を支出。 ワナ猟等狩猟免許の取得を積極的に推進。 有資格者に捕獲檻を貸出。
27年度	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ウサギ、カラス類、タヌキ、アナグマ、ハクビシン	対象鳥獣の生態についての勉強会を開催。 有資格者を含む地域グループに対して、実施隊等が講師となり捕獲に関する講習を実施する。 対象鳥獣の駆除に対し助成金を支出。 ワナ猟等狩猟免許の取得を積極的に推進。 有資格者に捕獲檻を貸出。
28年度	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ウサギ、カラス類、タヌキ、アナグマ、ハクビシン	対象鳥獣の生態についての勉強会を開催。 有資格者を含む地域グループに対して、実施隊等が講師となり捕獲に関する講習を実施する。 対象鳥獣の駆除に対し助成金を支出。 ワナ猟等狩猟免許の取得を積極的に推進。 有資格者に捕獲檻を貸出。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

近年、有害鳥獣の捕獲頭数は増加しているが、農林業への深刻な被害が依然として続いているため、いずれも個体管理を徹底したうえでの捕獲の強化に取り組む。また、被害報告は少ないものの、個体数が増加傾向にあるアライグマ等については、当面年間100頭程度の捕獲を目指す。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	26年度	27年度	28年度
ニホンザル	130	130	130
イノシシ	300	300	300
ニホンジカ	130	130	130
アライグマ、アナグマ、ハクビシン、タヌキ	100	100	100

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンザルの捕獲については、群れを分裂させないために、個体の年齢や性別等を確認後処分できる銃以外の方法も検討する。 ・有資格者に対する捕獲檻の貸出体制を強化する。 ・実際に農地を守ることになる農業者等を対象にワナ猟等狩猟免許の取得を積極的に推進することで、捕獲者の間口を広げる取組を推進する。 ・アナグマやハクビシン、外来特定生物であるアライグマにおいては、農業被害だけでなく、生活被害が発生の恐れがあるため捕獲対象とする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	26年度	27年度	28年度
ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ウサギ、カラス類、タヌキ、アナグマ、ハクビシン	被害が町全域で深刻化してきたことから、農業振興地域の農用地を対象に被害軽減を図る。 さらに、生息域や被害状況の把握に努め、被害の顕著な集落を中心に国・県事業を活用しながら、農林業被害軽減のための侵入防止柵の整備及び設置地区の被害状況に応じた機能向上を行う。 (計画距離15.0km)	被害が町全域で深刻化してきたことから、農業振興地域の農用地を対象に被害軽減を図る。 さらに、生息域や被害状況の把握に努め、被害の顕著な集落を中心に国・県事業を活用しながら、農林業被害軽減のための侵入防止柵の整備及び設置地区の被害状況に応じた機能向上を行う。 (計画距離15.0km)	被害が町全域で深刻化してきたことから、農業振興地域の農用地を対象に被害軽減を図る。 さらに、生息域や被害状況の把握に努め、被害の顕著な集落を中心に国・県事業を活用しながら、農林業被害軽減のための侵入防止柵の整備及び設置地区の被害状況に応じた機能向上を行う。 (計画距離15.0km)

(2) その他被害防止に関する取組

年	対象鳥獣	取組内容
26	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ウサギ、カラス類、タヌキ、アナグマ、ハクビシン	<p>加害鳥獣や獣害対策に対する基本的な知識を身につけるため、勉強会を開催する。</p> <p>集落単位での取り組みを強化するため、現地学習会を積極的に開催するとともに、必要な支援を行う。 (モデル園の整備や緩衝帯の整備支援等を含む)</p> <p>加害鳥獣の生態を調査するため、調査方法等必要な情報を収集する。</p> <p>電動ガン等、追い払いに必要な資材の貸出しを行い、地域ぐるみの追い払い体制の強化を図る。</p> <p>先進的な獣害対策の情報を収集する。</p>
27	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ウサギ、カラス類、タヌキ、アナグマ、ハクビシン	<p>加害鳥獣や獣害対策に対する基本的な知識を身につけるため、勉強会を開催する。</p> <p>集落単位での取り組みを強化するため、現地学習会を積極的に開催するとともに、必要な支援を行う。 (モデル園の整備や緩衝帯の整備支援等を含む)</p> <p>加害鳥獣の生態を調査するため、調査方法等必要な情報を収集する。</p> <p>電動ガン等、追い払いに必要な資材の貸出しを行い、地域ぐるみの追い払い体制の強化を図る。</p> <p>先進的な獣害対策の情報を収集する。</p>
28	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ウサギ、カラス類、タヌキ、アナグマ、ハクビシン	<p>加害鳥獣や獣害対策に対する基本的な知識を身につけるため、勉強会を開催する。</p> <p>集落単位での取り組みを強化するため、現地学習会を積極的に開催するとともに、必要な支援を行う。 (モデル園の整備や緩衝帯の整備支援等を含む)</p> <p>加害鳥獣の生態を調査するため、調査方法等必要な情報を収集する。</p> <p>電動ガン等、追い払いに必要な資材の貸出しを行い、地域ぐるみの追い払い体制の強化を図る。</p> <p>先進的な獣害対策の情報を収集する。</p>

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称		御浜町鳥獣害防止総合対策協議会
構成機関の名称	役割	
御浜町	被害防止対策協議会の事務運営、各機関の連絡調整を行なう。	
紀南猟友会御浜町内 各分会	有害鳥獣に対する専門知識、捕獲体制に対する助言を行なう。	
御浜町農業委員会	被害状況の確認、各地区の意見の集約を行なう。	
三重南紀農業協同組合	柑橘等に対する営農阻害要素としての観点から営農活動上の鳥獣害対策につき助言を行なう。	
東紀州農業共済事務組合	水稻等に対する営農阻害要素としての観点から営農活動上の鳥獣害対策につき助言を行う。	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
三重県熊野農林事務所	農作物被害に対する防除体制の構築、有害鳥獣の分布・習性等に対する専門知識など助言を行う。
三重県農業研究所 紀南果樹研究室	町内有害鳥獣個体の情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成23年度に実施隊を設置済みであり、被害防除、防護柵設置、捕獲等の指導を中心に取り組んでいる。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処分、もしくは適切な処理施設での焼却処分を行なうものとする。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項